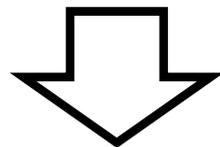


令和6年度 日光労働基準監督署の行政目標

令和6年の死亡労働災害発生件数を0件とする

令和6年の休業4日以上の死傷労働災害発生件数を令和4年（101件）より減少させる



日光労働基準監督署が展開する方策

自発的な安全衛生対策に取り組むための意識啓発

業種を問わず、**SAFEコンソーシアム**の周知及び加入促進を図り、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の更なる促進を図ります。

転倒等の行動災害、高齢労働者の労働災害の防止対策の推進

- ・業種を問わず、「**Aない声かけ運動!**」及び「**ころばNiceとちぎ**」に基づく行動災害防止対策、「**エイジフレンドリーガイドライン**」に基づく高年齢労働者の労働災害防止対策の推進を図ります。
- ・高年齢労働者の労働者防止対策の推進のため、「**エイジフレンドリー補助金**」の積極的な利用促進を図ります。

建設業の労働災害防止対策の推進

- ・「**STOP!建設3大災害（墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害、建設重機災害）**」に基づくリスクアセスメントの徹底、足場等の高所からの墜落・転落災害防止対策、はしご等からの墜落・転落災害防止対策、墜落制止用器具の適切な使用等、建設業の労働災害防止対策の推進を図ります。
- ・「**STOP!熱中症クールワークキャンペーン**」期間には、WBGT値の把握及びWBGT値を活用した熱中症対策の実施等、熱中症対策の推進を図ります。
- ・**足場からの墜落防止措置**に係る労働安全衛生法施行規則の改正について、監督指導、説明会等の場面において、周知徹底を図ります。

製造業の労働災害防止対策の推進

- ・リスクアセスメントの徹底、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策（機械の本質的安全対策等）等、製造業の労働災害防止対策の推進を図ります。
- ・「**中小規模事業場安全衛生サポート事業**」による自主的な安全衛生活動の普及促進を図ります。
- ・正社員以外の労働者、高年齢労働者及び外国人労働者に対する適切でわかりやすい安全衛生教育（母国語教材、視聴覚教材の活用等）の推進を図ります。
- ・荷役災害防止のため、「**陸上貨物運送事業における荷役災害の安全対策ガイドライン**」に基づく荷主等による安全確保対策の推進を図ります。

第三次産業の労働災害防止対策の推進

- ・「**中小規模事業場安全衛生サポート事業**」による自主的な安全衛生活動の普及促進を図ります。
- ・正社員以外の労働者及び高年齢労働者に対する適切でわかりやすい安全衛生教育の推進を図ります。
- ・社会福祉施設における腰痛災害防止のため、腰痛予防対策指針による腰痛災害防止対策の推進を図ります。

陸上貨物運送業の労働災害防止対策の推進

- ・荷役災害防止のため、「**陸上貨物運送事業における荷役災害の安全対策ガイドライン**」による荷役災害防止対策の推進を図ります。
- ・チェックリスト等を活用した**荷役5大災害（墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、トラックの無人暴走、トラックの後退時の事故）**防止対策の推進を図ります。
- ・荷役作業における腰痛災害防止のため、腰痛予防対策指針による腰痛災害防止対策の推進を図ります。
- ・**トラックでの荷役作業時における安全対策**に係る労働安全衛生法施行規則の改正について、監督指導、説明会等の場面において、周知徹底を図ります。